

柏小学校いじめ防止基本方針

令和7年5月改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。このことに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。なお、策定にあたり、国の定める「いじめ防止基本方針」や「愛南町いじめ防止対策基本方針」を参酌し、本校の実情に応じた基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめほどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 構成員

校長、教頭、学校運営協議会委員、生徒指導主事、養護教諭、該当児童学級担任、（心理、福祉等に関する専門的な有識者）、（地域関係者）

(2) 活動内容

- ア 「柏小いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- エ いじめに対する措置

3 いじめの未然防止のために方策

(1) 学校・学級経営の充実

- ア 全教育活動を通じた、安心できる「居場所」としての学校・学級づくり
- イ 自他の命を大切にし、互いに認め合える「絆」のある学校・学級づくり

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 発達段階に応じた考え、議論する活動の導入

イ いじめは重大な人権侵害に当たり、決して許されない行為であるという指導の徹底

(3) 道徳教育の充実

ア 心に響く道徳の時間の充実

イ 豊かな体験を通じた内面に根ざした道徳性の育成

(4) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）

ア ねらいを明確にした分かる授業

イ 子どもが主体となって考える授業

ウ 確かな見取りによる伸びる授業

(5) 特別活動等の充実

ア 「柏っ子のきまり6か条」の推進と規範意識の育成

イ 縦割りブロック班活動や委員会活動、係活動等による「自己有用感」の醸成

ウ 命に関する計画的・系統的な学習の実施

(6) 相談体制の整備

ア 教育相談の定期的な実施（毎月1回：第3週のびのびタイム）と相談結果への迅速な対応

イ 気になる児童の家庭との緊密な連携

ウ 「児童を見つめる会」の実施による児童理解の充実

(7) インターネット上のいじめに対する対策

ア 情報モラルを身に付けさせる指導の充実

イ インターネット利用状況の定期調査（学期に1回）による実態把握

(8) 特に配慮が必要な児童への共通理解

ア 保護者と連携した適切な支援

イ 周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(9) 保護者・地域・関係諸機関との連携

ア 学校だより、学級通信等による保護者・地域への情報発信（相談窓口の周知徹底など）

イ PTA総会・役員会・学級PTA・参観日等での共通理解

ウ 児童をまもり育てる協議会（学校運営協議会）や公民館との連携

4 いじめの早期発見

(1) いじめの態様

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(2) 指導体制の確立

ア 校長を中心とした全教職員が連携した指導体制の確立

イ 指導記録の保存、引継ぎや情報提供

(3) 早期発見のための研修

ア 校内研修会における「児童を見つめる会」の継続的な実施

イ 職員朝会や終礼における児童についての情報交換

ウ 年2回以上のいじめや不登校に関する校内研修の実施

(4) アンケート等調査の工夫

ア ジブンミカタプログラムの活用

イ 自記式質問紙調査の定期的な実施（毎月月末）

(5) 相談活動の充実

ア 教育相談の定期的な実施（毎月1回：のびのびタイム）

イ 気になる児童の家庭との緊密な連携

ウ 「児童を見つめる会」の実施による児童理解の充実

(6) 保護者との連携、情報の共有

ア 欠席等が3日続いた児童への早期対応（家庭訪問、教育相談、補充学習）

イ 家庭での過ごし方（ゲーム、インターネットの利用状況等）についての情報提供、協力依頼

(7) 地域及び関係機関との連携

ア 登下校時を中心とする見守り活動、挨拶運動の推進（定期：児童生徒をまもり育てる日、スマイルあいさつデー）

イ 学校評価における関連調査とその結果分析・協議・報告

5 いじめ事案への対応

(1) 発見・通報、事実確認・情報共有

ア 児童は、保護者または教職員のうち相談しやすい者に、いち早く情報を伝える。

イ 保護者は、知り得た情報、相談等を学校に報告する。

ウ 本校関係者及び地域住民は、知り得た情報、相談等を学校に報告する。

エ 教員は、他の業務に優先して、かつ、即日、情報を速やかにいじめ防止等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。知り得た情報、相談等について、事実確認を行い、適切な対応を行う。

(2) いじめ防止等対策委員会での対応

ア 発見・通報を受けた教員からの情報を共有し、組織的に対応する。

イ 事実確認の結果を町教委に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

ウ 関係児童に対し、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、直ちに愛南警察

署に通報する。

(3) 対象児童・その保護者への支援

- ア 対象児童からの事実関係の聴取
- イ 児童・保護者の不安を取り除くために
- ウ 該当児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- エ いじめが解決したと思われる場合

(4) 関係児童への指導、その保護者への助言

複数の教職員が連携し、外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- ア 関係児童への指導
- イ 保護者への助言

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

- ア 学級全体で話し合い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという実践的態度を醸成する。
- イ いじめを見ていた児童には、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。
- ウ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であり、許されない行為であることを理解させる。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 28 条）

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等）

(2) 重大事態への対応。

- ア 「柏小学校いじめ防止等対策委員会」開催による状況確認、対応策検討
 - ・ 質問紙等による状況の再調査
 - ・ 関係児童・保護者へ適切な支援、指導・助言
(対象児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供することもある。)
 - ・ 懲戒、出席停止制度の適切な運用
- イ いじめの再発を防止する措置
 - ・ 児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるような取組の導入、継続
 - ・ 専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえた立て直し